

第百六十四回国会 参議院 厚生労働委員会 會議録第五号

平成十八年三月二十七日(月曜日)
午後三時五十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下一英利君
理事 岸 宏一君
中村 博彦君
谷 博之君
円より子君
渡辺 孝男君

委員

阿部 正俊君
岡田 広君
坂本由紀子君
清水嘉子子君
武見 敬三君
中原 爽君
西島 英利君
藤井 基之君
水落 敏栄君
朝日 俊弘君
家西 悟君
島田智哉子君
下田 敦子君
津田弥太郎君
辻 泰弘君
森 ゆうこ君
山本 保君
小池 晃君
福島みずほ君
川崎 二郎君

国務大臣
厚生労働大臣
大臣政務官

事務局側

厚生労働大臣政務官 西川 京子君
厚生労働大臣政務官 岡田 広君
常任委員会専門員 江口 勤君

本日の会議に付した案件

○地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)

○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下英利君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

本件に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下英利君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下英利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下英利君) 次に、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。川崎厚生労働大臣。

○国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、平成十六年十二月に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、独立行政法人について、組織、業務の見直しを進めることとしたところであります。この方針等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人について、法人の統合や役職員の身分の非公務員化を行うため、本法

律案を作成し、ここに提出した次第であります。次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人産業安全研究所法の一部改正であります。

独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合して独立行政法人労働安全衛生総合研究所とし、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病に係る事項に關する総合的な調査及び研究を行うこととしております。

あわせて、民間、大学等との共同研究や人事交流を促進し、一層質の高い研究成果を上げるための最先端の技術水準の確保や研究の活性化などを図るとの観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人とすることとしております。

第二に、労働安全衛生法の一部改正であります。

昨今の重大災害の多発等を踏まえ、労働災害の原因の調査の体制を一層強化するため、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に労働災害の原因の調査を行わせることができるものとするとしております。

第三に、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正であります。

独立行政法人国立健康・栄養研究所について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と同様の観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人とすることとしております。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山下英利君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に關する法律案

(独立行政法人産業安全研究所法の一部改正)
第一条 独立行政法人産業安全研究所法(平成十一年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条―第十二条」を「第十一条―第十三条」に、「第十三条―第十四条」を「第十四条―第十五条」に、「第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人産業安全研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人産業安全研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に、「に關する」を「並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に關する総合的な」に改め、「の安全の下に」及び「健康を加える」。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十五条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「昭和四十七年法律第五十七号」及び「労働災害の原因を究明するための調査及び研究その他の」を削り、「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十一条を

第十二条とする。

第十条第一号中「に關する」を「並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に關する総合的な」に改め、同条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する立入検査を行う。

第十条を第十一条とする。

第七条第二項中「二人」を「二人以内」に改め、第二章中同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(労働安全衛生法の一部改正)

第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第百二十三条」を「第百二十三条第一号」に改める。

第九十六条の次に次の二条を加える。

(研究所による労働災害の原因の調査等の実施)

第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があるとき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるとき

は、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査(前項に規定する調査に係るものに限る。)を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他の必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 研究所は、前項の指示に従つて立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替へるものとする。

(研究所に対する命令)

第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に關し必要な命令をすることができ。

第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項(第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項(第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者

二 研究所が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為を

した研究所の役員
(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)
第三条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条―第十三条」を「第十一条―第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とする。

第十条第二項第三号中及び第三十二條第三項を、「第三十二條第三項及び第三十二條の第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とし、同條の次に次の二條を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人産業医学総合研究所(以下「産業医学総合研究所」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「労働安全衛生総合研究所」という。)の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人産業安全研究所(以下「産業安全研究所」という。)及び独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「国立健康・栄養研究所」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続き、産業安全研究所の職員である者については労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所の職員である者については国立健康・栄養研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により労働安全衛生総合研究所及び国立健康・栄養研究所(以下「施行日後の労働安全衛生総合研究所」という。)の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員となる者に対しては、

は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の労働安全衛生総合研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の産業安全研究所、産業医学総合研究所及び国立健康・栄養研究所(以下「施行日前の産業安全研究所」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続きいた施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員として在職した後に引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の労働安全衛生総合研究所等は、施行日の前日に施行日前の産業安全研究所等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続きいた施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等を退職したものの

であつて、その退職した日まで当該施行日前の産業安全研究所等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては国立健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受け

る労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の産業安全研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の産業安全研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章第十二条から第十六条までの規定を除く。及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(産業医学総合研究所の解散等)

第八条 産業医学総合研究所は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において労働安全衛生総合研究所が承継する。

2 この法律の施行の際現に産業医学総合研究所が有する権利のうち、労働安全衛生総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下この条において「通則法」という。)第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。)における業務の実績についての

通則法第三十四条第一項の規定による評価は、労働安全衛生総合研究所が受けるものとする。

この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、労働安全衛生総合研究所に対してなされるものとする。

5 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

6 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

7 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号。次条第一項において「旧産業医学総合研究所法」という。）第十二条の規定（この規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の平成十八年四月一日に始まる」と、次「中期目標の期間における第十條」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第

百八十一号）第十一條第一項」とする。

9 第一項の規定により産業医学総合研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（労働安全衛生総合研究所への出資）

第九條 前条第一項の規定により労働安全衛生総合研究所が産業医学総合研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、労働安全衛生総合研究所が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧産業医学総合研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から労働安全衛生総合研究所に出資されたものとする。この場合において、労働安全衛生総合研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（独立行政法人産業医学総合研究所法の廃止）

第十條 独立行政法人産業医学総合研究所法は、廃止する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十三條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）

独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）

（労働保険特別会計法の一部改正）

第十四條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第六号中「独立行政法人産業安全研究所法」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法」に、「第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項第二号中「独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）

第十五條 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七條 第三項中「第十二条第一項の」を「第十三条第一項の」に改める。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願（第八五五号）

一、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願（第八五六号）

一、パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願（第八五七号）

一、新しい高齢者医療制度の創設に関する請願（第八五九号）

一、無免許マツサージから国民を守る法改正に関する請願（第八六一号）

一、高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願（第八七四号）（第八七五号）（第八七六号）（第八七七号）（第八七八号）（第八七九

号）（第八八〇号）（第八八一号）（第八八二号）

一、無免許マツサージから国民を守る法改正に関する請願（第八八三号）

一、パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願（第八八四号）（第八八五号）（第八八六号）（第八八七号）（第八八八号）（第八八九号）（第八九〇号）（第八九一号）（第八九二号）

一、パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願（第八九五号）

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願（第八九七号）

一、パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願（第九〇五号）

一、無免許マツサージから国民を守る法改正に関する請願（第九〇九号）

第八五五号 平成十八年三月十日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願

請願者 富山市蓮町二ノ六ノ七 宇枝清

一 外千五百七十五名

紹介議員 河合 常則君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第八五六号 平成十八年三月十日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田二ノ一七ノ四

ノ四〇八 小島政宏 外九百九十

九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第八五七号 平成十八年三月十日受理

パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願

請願者 仙台市青葉区中山六ノ六ノ一
谷津繁清 外六百六十五名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。

第八五九号 平成十八年三月十日受理

新しい高齢者医療制度の創設に関する請願

請願者 沖縄県八重山郡与那国町二五 東
浜正一 外百七十二名

紹介議員 大田 昌秀君

政府は、社会経済と調和した持続可能な社会保障制度を構築するためとして、既に、公的年金制度改革関連法、年金課税を強化する税制改正法及び介護保険改正法を成立させた。また、平成一八年に予定されている新しい高齢者医療制度の創設を中心とした医療制度構造改革案も発表され議論されている。さらに、社会保障の在り方に関する懇談会等においても、年金一元化を含む社会保障制度全般の一体的な見直しを行う議論も行われている。共済年金制度が将来とも年金の価値を維持し、生活の支えとなる機能と役割を十分に果たすよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、新しい高齢者医療制度の創設に当たっては、高齢者の負担が過重にならないよう適切な措置を講ずること。

第八六一号 平成十八年三月十三日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 和歌山市鳴神四〇一ノ二 堀昌弘
紹介議員 世耕 弘成君

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師は国が定めた免許所有者である。「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び

関係法令の遵守と違反者取締の徹底を求める請願」が四六都道府県議会で採択され、三三都道府

県議会議から国会と厚生労働省等に意見書が提出されている。無免許マッサージによる被害者が各地で出ているばかりか、様々な犯罪と結び付き、大きな社会問題となっている。一方、最近では、各種の名を称して、傷病名を挙げて、あたかも治すかのようにうたった広告、ちらし、ミニコミタウン誌があふれ、無免許で実質的なマッサージ行為を行う者が激増し、公共の福祉に反し、看過できない状況となっている。本来、国家資格を持つ、あん摩マッサージ指圧師にのみ許されているマッサージを無資格・無免許者が行っている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうの定義規定・名称独占を加えること。

二、関係法令に免許証明書の携帯・掲示義務を加えること。

三、刑罰の強化について関係法令への明記を行うこと。

第八七四号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 長野県松本市高宮中五ノ一六 伊藤千晶 外六百二十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八七五号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 香川県高松市木太町二、六八四ノ一 森下梨絵 外六百二十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八七六号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 東京都中野区大和町四ノ四二ノ六 田辺英昌 外六百二十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 東京都中野区大和町四ノ四二ノ六 田辺英昌 外六百二十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八七七号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 北海道稚内市萩見三ノ二ノ一九 佐々木洋志 外六百二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八七八号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 神奈川県座間市栗原中央五ノ二ノ一 小倉典子 外六百三十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八七九号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 大阪府東住吉区北田辺四ノ九ノ三 一 大川洋子 外六百二十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八八〇号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 秋田県由利本荘市石脇字田尻二八ノ二八七 藤田隆史 外六百二十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八八一号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 高知県四万十市中村新町四ノ一 四 森好永 外六百二十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八八二号 平成十八年三月十四日受理

高校・大学生、青年の雇用と働くルールに関する請願

請願者 茨城県常総市大輪町九三三ノ二 植木豊 外六百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第八八三号 平成十八年三月十四日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願

請願者 佐賀市北川副町光法九六五ノ一 江口雅昭

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第八八四号 平成十八年三月十四日受理

パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北浜町八ノ七 森下 昌明 外二千名

紹介議員 井上 哲士君

企業は正社員を削減してパートや派遣などの非正社員への置き換えを進めており、非正社員は、一、五〇〇万人を超え、三人に一人となつてい

る。非正社員の多くは、有期雇用で不安定な働き方を余儀なくされ、不合理な処遇により低賃金で働かざるを得ない状況に置かれており、多くが女性である。国連で女性差別撤廃条約が採択されて二六

は進んでいない。女性差別撤廃委員会は、日本政府に対しての勧告を二〇〇四年に採択した。その中で、パート、派遣労働に女性の比率が高く、賃金が低いなど不利益な取扱いを受ける場合には間接差別に当たると言及している。二〇〇六年の男女雇用機会均等法の改正に際しては、間接差別の禁止を盛り込むことが期待されている。二〇〇三年にパートタイム労働法の指針が改正されたが、現行の努力義務規定では、処遇改善が進むのかと疑問の声があがっている。パートタイム労働法が制定されて一〇年以上が経過しているが、パートタイム労働者と正社員間の処遇格差は拡大傾向が続いている。また、指針で正規労働者と同様に転勤や配置転換など人材活用の仕組みが実質的に同じパートは正規と処遇の決定方式を合わせるとしているが、この指針では差別的な労働条件の改善には実効性が乏しく、格差は正は進まない。ILOパートタイム労働条約の主旨に基づき、均等待遇を明記、罰則規定などのある実効あるパートタイム労働法に改正すべきである。 一、正規労働者の労働条件改善と均等待遇実現のため、次の事項について実現を図りたい。 一、正規労働者との均等待遇の確保のため、均等待遇を明記した実効あるパートタイム労働法に改正すること。	第八八五号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 京都市伏見区竹田内畑町二五九ノ四 山崎智穂 外二千名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八八六号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 東京都稲城市東長沼四九二 竹花 君子 外二千名 紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八八七号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 仙台市太白区長町四ノ三ノ四〇ノ二〇一 森利春 外二千名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八八八号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 横浜市南区別所中里台一五ノ一 大木寿 外二千名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八八九号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 大阪府大東市北条二ノ二ノ三 山根久美子 外二千名 紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八九〇号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 秋田県能代市後谷地一ノ一 保坂 一成 外二千名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八九一号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願 請願者 島根県出雲市渡橋町九三二ノ一 山田宗俊 外二千名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八九二号 平成十八年三月十四日受理 パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願	請願者 群馬県前橋市下大島町一、三〇七ノ一 加藤友三郎 外二千名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。 第八九五号 平成十八年三月十四日受理 パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願 請願者 千葉県安房郡鋸南町竜島二七二ノ二 西澤舜一 外七百五十三名 紹介議員 広中和歌子君 この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。 第八九七号 平成十八年三月十五日受理 安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願 請願者 新潟県長岡市来迎寺甲二、六二五ノ一 馬場亨 外千九百九十五名 紹介議員 森 ゆうこ君 この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。 第九〇五号 平成十八年三月十六日受理 パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願 請願者 新潟県寺尾台一ノ二ノ七 斎藤 博 外二千二百四十四名 紹介議員 近藤 正道君 この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。 第九〇九号 平成十八年三月十六日受理 無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願 請願者 佐賀県鹿島市浜町甲四、四八四 中村充 紹介議員 陣内 孝雄君 この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。
---	--	--	--

平成十八年四月五日印刷

平成十八年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K